

茨城県再犯防止推進計画の概要

再犯防止に係る主な現状と課題

(総論)

- ・ 刑事司法関係機関だけでの取組には限界
- ・ 再犯防止を推進していくために国・地方公共団体・民間団体等との連携強化が必要

(就労関連)

- ・ 再入者のうち約7割が再犯時に無職
- ・ 協力雇用主が少ない

(住居関連)

- ・ 住所不定者の再入率が高い
- ・ 定住先を探すまでの一時的な居場所が不足、確保が必要

(高齢者・障害者関連)

- ・ 高齢者の2年以内再入率は全世代の中で最も高い
- ・ 受刑者に占める知的障害が疑われる者の割合が多い

(薬物依存関連)

- ・ 覚せい剤取締法違反による受刑者の2年以内再入者が多い
- ・ 治療や回復のための支援へのつながりが必要

(民間協力者の活動の促進)

- ・ 保護司数が少なく、地域ごとのバランスにも配慮しながら増員が必要

計画策定の趣旨・目的

- 本県においても、令和元年の検挙者に占める再犯者の比率は46.7%、刑務所への入所受刑者に占める再入者の比率は56.8%に及ぶなど、再犯者による犯罪割合が高い。
- 犯罪をした者等の社会復帰を促進し、再犯防止を図ることが重要。

- 誰一人取り残さない社会づくり
- 安全で安心して暮らせる社会の実現

活力があり、県民が日本一幸せな県

計画の位置づけ

再犯防止推進法第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として策定

計画期間

2021年度(令和3年度)から2025年度(令和7年度)までの5年間

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続きのあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の事態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報する等により、広く県民の関心と理解を醸成

5つの重点課題と主な施策

1. 国・市町村・民間団体等との連携強化
・ 茨城県再犯防止推進協議会の設置
2. 就労・住居の確保
(1) 就労の確保
・ 協力雇用主になる動機づけのための取組
・ 協力雇用主に対するインセンティブの付与等の検討
(2) 住居の確保
・ 一時的な居場所の設置の働きかけ
・ 定住先の確保のための取組
3. 犯罪をした者等の特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用援助等の支援
(1) 高齢者又は障害者への支援
・ 保健医療・福祉サービスの利用援助の充実
(2) 薬物依存を有する者への支援
・ 薬物依存からの回復支援の継続的な取組
(3) 青少年への支援
・ 学校等と連携した青少年の立ち直り支援、児童生徒の非行の未然防止
(4) 性犯罪をした者への支援
・ 性犯罪の再発防止・社会復帰のための支援
(5) その他
・ 女性の抱える問題に応じた支援
・ 暴力団離脱者の社会復帰対策の推進
4. 民間協力者の活動の促進
・ 保護司等の民間協力者の確保
5. 広報・啓発活動の推進
・ 様々な関係者の連携による広報・啓発の促進

数値目標

刑法犯検挙者中の再犯者数を3割以上削減(令和元年 1,663人 → 1,164人以下)

推進体制

再犯防止推進協議会を設置し、施策の進捗状況を確認するとともに、施策の実施の推進を図る

<参考> 犯罪をした者等の社会復帰支援と再犯防止のイメージ

